

4.5.14 小部数刊行内規

1988年1月27日刊行委決

1990年9月25日刊行委改正決 イ)

1991年4月16日刊行委改正決 ロ)

1. この内規は、本会刊行規程を補足するものであり、本会直営刊行物のうち、小部数刊行物を刊行するにあたっての内規である。
2. 小部数刊行物とは、下記のもので、初版刷部数が1,000部以下のものをいう。 イ) ロ)
 - (1) 本会として社会的に刊行の義務のあるもの(各種災害調査報告書等)
 - (2) その内容が高度に専門化し、限られた読者を対象としたもの
3. 刊行委員会が小部数刊行物とした刊行物の編著委員会は、以下の方式により原稿のとりまとめを行う。
 - (1) 原稿はワードプロセッサ等により入力したもので、フロッピーをもって最終原稿とする。
 - (2) 図表も同様に版下の形で、提出する。
4. 小部数刊行物は、刊行委員会の判断で、通常に販売するものと本会領布所・支部支所に備え販売するものとに分ける。
5. 小部数刊行物の刊行にあたっては、補助金(文部省科学研究費等)を受けることによって制作費の一部とする事が望ましい。 ロ)
6. ここに定める刊行物の執筆報酬は、支払わないものとする。 ロ)

付

- 1) 本内規は、1990年9月25日より実施する。 イ)
- 2) 本内規は、1991年4月16日より実施する。 ロ)